

有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>（定義）</p> <p>第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p>		<p>（定義）</p> <p>第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p>	
用語	定義	用語	定義
（略）	（略）	（略）	（略）
有機農畜産物加工食品	（略）	有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。
有機酒類	<u>有機加工食品のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。次条において「法」という。）第2条第2項第1号ロに規定する酒類に該当するものをいう。</u>	（新設）	（新設）
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下この項において同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 （略）	化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>		<p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>	
事項	基準	事項	基準
原材料及び添加物（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、 <u>法第10条又は第30条の規定により格付されたもの</u> にあつてはこの限りでない。  (1) 有機農産物 (2) <u>有機畜産物</u> (3) <u>有機加工食品</u> 2～6 （略） 7 <u>有機酒類以外の有機加工食品</u> にあつては別表1－1、 <u>有機酒類</u> にあつては別表1－2の添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）	原材料及び添加物（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、 <u>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条又は第30条の規定により格付されたもの</u> にあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) <u>有機加工食品</u> (3) <u>有機畜産物</u> 2～6 （略） 7 <u>別表1</u> の添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）
原材料及び添加物	原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量	原材料及び添加物	原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量

の使用割合	に占めるこの表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項基準の欄2から4まで及び7（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 （略） 2 原材料として使用される有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。 3～6 （略）

の使用割合	に占めるこの表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 （略） 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。 3～6 （略）

別表1-1 添加物（有機酒類以外の有機加工食品）

INS番号	添加物	基 準
(略)	(略)	(略)
181	タンニン (抽出物)	(略)
(略)	(略)	(略)
412	グァーガム	(略)
(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	酸 素	
(略)	(略)	(略)
	一般飲食物 添加物	カゼイン及びゼラチンについては、農産物の加工品に使用する場合に限ること。また、エタノールについては、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表1 添加物

INS番号	添加物	基 準
(略)	(略)	(略)
	タンニン (抽出物)	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
412	グァーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
	カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
	エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
948	酸 素	
(略)	(略)	(略)
	一般飲食物 添加物	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表1-2 添加物（有機酒類）

INS番号	添加物	基 準
330	クエン酸	
296	D Lーリン	

(新設)

	ゴ酸	
270	乳 酸	
300	L-アスコ ルビン酸	
301	L-アスコ ルビン酸ナ トリウム	
181	タンニン (抽出物)	
500 i	炭酸ナトリ ウム	
500 ii	炭酸水素ナ トリウム	
501 i	炭酸カリウ ム	
170 i	炭酸カルシ ウム	
503 i	炭酸アンモ ニウム	
504 i	炭酸マグネ シウム	
508	塩化カリウ ム	
509	塩化カルシ ウム	
511	塩化マグネ シウム	
334	L-酒石酸	
336 i	L-酒石酸 水素カリウ ム	
341 i	リン酸二水 素カルシウ ム	
516	硫酸カルシ ウム	
401	アルギン酸 ナトリウム	
407	カラギナン	

412	グァーガム	
414	アラビアガム	
558	ベントナイト	
	ケイソウ土	
	パーライト	
551	二酸化ケイ素	
	活性炭	
	木灰	
	香料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒素	
	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵素	
	一般飲食物添加物	
	アルゴン	
	酵母細胞壁	
220	二酸化硫黄	
224	ピロ亜硫酸カリウム (亜硫酸水素カリウム液を含む。)	

(注) INS番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号